

○ 臓器移植について

臓器移植は臓器の機能が低下し、移植でしか治らない人と死後に臓器を提供してもいいという人とを結ぶ医療です。

日本で臓器の提供を待っている人はおよそ1万2千人。臓器の提供が少なく、数多くの人が移植を希望しながら亡くなっています。

日本で事故や病気で亡くなる人は毎年およそ90万人。その1%弱、約7千人が脳死になって亡くなると言われています。

自分が脳死となって最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

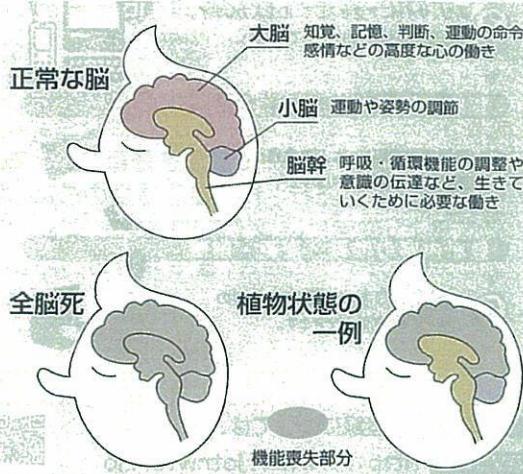
あなたの意思が必要です。家族と話し合って、臓器提供意思表示カードやシールに記入しましょう。

○ 脳死ってどんな状態ですか？

脳全体の働きが無くなり、人工呼吸器などの助けがなければ心臓が停止してしまう状態です。

しばらく器械で心臓を動かし続けることもできますが、やがて数日後には心臓もとまってしまいます。（小児では心臓がとまるまでに、長期間を要する事例の報告もあります。）

脳の機能が残っていて自分で呼吸できる「植物状態」とは全く別のものです。



臓器提供の流れ

臓器提供は、脳死下あるいは、心臓が停止した死後でできますが、どちらも心臓が停止した後での連絡では間に合いません。臓器提供についてお考えの場合は、主治医にお申し出ください。

① 本人の意思表示や家族の申し出

主治医等の意思が脳死と診断し、家族から「臓器提供について説明を聞きたい」との申し出があれば、移植コーディネーターが伺い、臓器提供に関する説明をします。



② 家族の意思決定

説明を聞きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかを家族の総意として決めます。提供しないと判断しても不利益な扱いを受けることはありません。



③ 脳死判定（脳死下提供時のみ）

家族の承諾があれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。



④ 移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者（レシピエント）に移植されるように医学的な基準が作られており、コンピューターによって公平に選ばれます。



⑤ 臓器の搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植されます。ひとりの提供が数人の命につながります。

イメージ

臓器提供意思表示カード

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク
ドナー情報専用全国共通連絡先:0120-22-0149

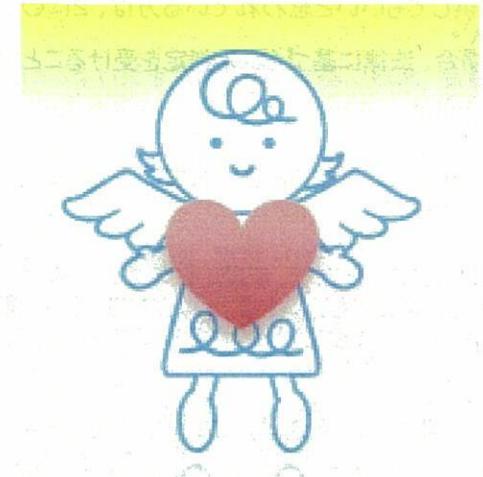


このカードは常に 携帯してください。
臓器移植に関するお問い合わせ先: 0120-78-1069
(社)日本臓器移植ネットワーク <http://www.jotnw.or.jp>



臓器移植は善意の提供があつてこそ成り立つ医療です。

あなたの意思で救える命があります。



厚生労働省
(社)日本臓器移植ネットワーク

臓器移植意思表示カード記載方法

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、
移植の為に臓器を提供します。

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

2. 私は、心臓が停止した死後に限り 移植の為に臓器を
提供します。

【腎臓・脾臓・眼球】

3. 私は臓器を提供しません。

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)：

家族署名(自筆)：

① 自分の意思に合う番号 1. 2. 3. のいずれかに○をしてください。

② 脳死下及び心停止後に臓器を提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。

③ 脳死下での臓器提供はしたくないが、心停止後は臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください。

(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)

④ 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。

⑤ 1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいいと思われる方は、特記欄に「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」あるいは「すべて」とご記入することができます。

⑥ 本人の署名及び署名年月日を記入してください。
可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

※ 親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読みください。

親族優先の意思表示については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページから の登録を推奨しております。

○ 親族への優先提供が行われる場合

I ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思表示を書面により表示している。

II 臓器提供の際、親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望者登録をしている。

III 医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を届出している方に限ります。

※2 養子及び養父母については、民法上の特別養子縁組によるものに限ります。

○ 親族への優先提供が行われる場合の留意事項

I 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がない場合は、親族以外の方への移植が行われます。

II 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。

III 「〇〇さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。

IV 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

上記について、ご理解された方で、優先提供の意思表示をされたい方は、特記欄に「親族優先」と自筆でご記入することができます。

○ 臓器移植意思表示カード記載例

心停止後に脾臓以外の臓器と組織を提供をしてもいいと思っている。また、親族優先提供の意思も持っている場合。

※ 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。
(×をつけた臓器は提供しません)

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、
移植の為に臓器を提供します。

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

2. 私は、心臓が停止した死後に限り 移植の為に臓器を
提供します。

【腎臓・脾臓・眼球】

3. 私は臓器を提供しません。

〔特記欄：すべての細胞 親族優先〕

署名年月日：平成 22 年 3 月 8 日

本人署名(自筆)：厚生 太郎

家族署名(自筆)：厚生 花子

臓器移植に関するお問い合わせ先

臓器移植



ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>



2008.7

■その他臓器移植に関するご質問お問合せは

T105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晴翠ビル3階 タバコフロア

(社)日本臓器移植ネットワーク 電話 0120-78-1069

<携帯電話からは> TEL: 03-3502-2071 FAX: 03-3502-2072

臓器移植に関するQ&A

Q1. 臓器は誰でも提供できるの？ 年齢の上限はあるの？

A. カードやシールに意思を記入することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でもどなたでも記入していただけます。家族の同意があれば、脳死でも心臓が停止した死後でも臓器の提供が可能です。

Q2. 提供後のからだはどうなりますか？

A. 入院している病院で、数時間(3~5時間)の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。臓器を摘出するための傷ができるますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼをあて、外から見ても傷がわからないようにします。また眼球提供の際は、義眼を入れます。

Q3. 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか？

A. 臓器提供者の側には提供に関する費用は一切かかりません。また、あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、葬儀の費用や謝礼は出ません。

Q4. 現在意思表示カードを所持しています。 臓器提供意思登録サイトにも登録が必要ですか？

A. 意思表示カードを所持している方も、ぜひ登録して下さい。インターネットで意思を登録すると、ID入り登録カードが発行され、臓器提供の際に、本人の意思より確実に確認することができます。※複数のカードがあった場合、署名年月日の新しいものが有効となります。